



自転車事故によるケガや損害賠償に備える 自転車保険プランのご案内

傷害補償(MS&AD型)特約・自転車搭乗中等のみ補償特約セット団体総合生活補償保険

国内外を問わず、自転車での
事故によるご自身のケガを補償します！

団体割引
25%

ご加入にあたり、
年齢制限はありません！

日本国内で発生した賠償事故は
示談交渉サービス※を利用可能！

※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです（日本国内で発生した賠償事故に限ります）。
※日本国外で発生した事故の場合のほか、相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。
※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。



日常生活賠償保険金額は **1 億円補償**

■自転車事故の高額賠償事例

【事故の概要】

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）

判決認容額

9,521 万円



※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。出典：一般社団法人日本損害保険協会HP「自転車事故と保険」より抜粋

保険期間 (ご契約期間)	2025年7月1日（火）午後4時より1年間	
申込締切日	新規加入	2025年5月30日（金）
	中途加入	毎月20日 翌月1日から補償開始となります。 補償期間（保険期間）は、 補償開始日午前0時～2026年7月1日午後4時まで ※6月1日～7月19日にお申込の場合、8月1日からの補償開始となります。
掛金払込方法	ご所属の青色申告会まで払込みください。	
自動継続	ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、同一内容で継続のお取扱いをいたします。 この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率によって計算されます。 （ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。	
中途脱退	ご加入後、中途脱退される場合は、速やかにご所属の青色申告会までお申出ください。	

- この保険は東京青色申告会連合会共済会を保険契約者とし、その会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、「保険証券」は保険契約者（東京青色申告会連合会共済会）に交付されます。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象となりません。また、加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、前年度と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日時点の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。
- このパンフレットは団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

資料請求、その他お問合わせ

ー事故が起こった場合はー

遅滞なくご所属の青色申告会または下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

自転車保険プランの補償内容

日常生活賠償特約

日常生活上の偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金をお支払いします（免責金額：0円）

自転車搭乗中に他人にケガを負わせた



買い物中、誤って商品を壊してしまった



水漏れを起こし、階下の家具などを汚してしまった



日本国内で電車等を運行不能にさせてしまった



※上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※被保険者の職務遂行（自転車での出前等）に直接起因する損害賠償責任は、保険金支払いの対象外になります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ケガの補償 傷害補償（MS&AD型）特約

国内外問わず

国内・国外を問わず、自転車での事故によるケガを補償します

自転車搭乗中に転んでケガをした



自転車にぶつかられてケガをした



自転車とは …ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。
（注1） レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車およびキックボード（電動か否かを問わず）を含みません。
（注2） 積載物を含みます。

保険金額（ご契約金額）と掛金

自転車搭乗中等のみ補償特約・日常生活賠償特約・傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約セット

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数60日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日、免責期間0日（入院・通院）

パーソナルタイプ（タイプA）

被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額（免責金額0円）	年間掛金
本人	150万円	2,000円	1,250円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	2,000円

中途加入の方の掛金（パーソナルタイプ：タイプA）

補償開始日	2025年					2026年						
	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	
年間掛金（一時払）	1,850円	1,670円	1,500円	1,340円	1,170円	1,010円	840円	660円	510円	350円	160円	
一時払保険料	1,460円	1,320円	1,200円	1,060円	940円	800円	660円	520円	400円	260円	140円	
制度運営費	390円	350円	300円	280円	230円	210円	180円	140円	110円	90円	20円	

ファミリータイプ（タイプB）

被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額（免責金額0円）	年間掛金
本人	150万円	2,000円	750円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	2,500円
配偶者	100万円	1,500円	750円			
親族	50万円	1,000円	500円			

中途加入の方の掛金（ファミリータイプ：タイプB）

補償開始日	2025年					2026年						
	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	
年間掛金（一時払）	2,310円	2,100円	1,890円	1,670円	1,480円	1,280円	1,040円	830円	640円	420円	210円	
一時払保険料	1,650円	1,510円	1,340円	1,190円	1,070円	920円	730円	590円	470円	320円	190円	
制度運営費	660円	590円	550円	480円	410円	360円	310円	240円	170円	100円	20円	

保険料と制度運営費について

・記載の保険料は、団体割引25%を適用しています。
・上表の年間掛金には保険料と制度運営費が含まれています。
保険料と制度運営費は右表の通りです。中途加入の方は、上表をご覧ください。

パーソナルタイプ	タイプA	一時払	1,580円	制度	420円
ファミリータイプ	タイプB	保険料	1,780円	運営費	720円

申込人 パーソナルタイプ（タイプA）、ファミリータイプ（タイプB）とも会員本人です。

被保険者【本人】となる方

【パーソナルタイプ（本人型）】

①会員本人 ②会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 ③会員本人と同居している親族および使用人

【ファミリータイプ（家族型）】

①会員本人 ②会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹

補償の対象となる方の範囲

【パーソナルタイプ（本人型）】

①被保険者本人 ※ただし日常生活賠償特約に関しては家族型と同じです

【ファミリータイプ（家族型）】

①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者

③被保険者本人またはその配偶者と同居している親族（※1）および別居の未婚（※2）の子
（※1）6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。（※2）これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（ご注意）日常生活賠償特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者として扱います。

詳しくは下記コードより「重要事項のご説明」「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご確認ください。

重要事項のご説明



お支払いする保険金
および費用保険金
のご説明



<募集団体>

東京青色申告会連合会共済会

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36

TEL:03-3230-8501 FAX:03-3230-8655

<取扱代理店>

株式会社 東京青色

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36

TEL:03-3230-8501 FAX:03-3230-8655

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

広域法人開発部 営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号

TEL：050-3460-8162 FAX：03-6734-9609

（2025年1月承認） A24-103645